

国内発生事例の検証を踏まえた海外悪性伝染病侵入防止のための飼養衛生管理基準徹底のポイント（豚及びいのしし）

(参考)

平成30年12月20日付け30消安第4654号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知

平成30年12月25日付け30消安第4661号農林水産省消費・安全局長通知

第1 適切な衛生管理区域の設定

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）別表第二（以下同じ）

- 2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

飼料給与、清掃、死亡家畜の管理等の作業に関連する畜舎以外の区画についても、家畜伝染病の侵入経路とならないように畜舎同様に消毒等の衛生管理を徹底すること。

第2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

- 6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。

衣服又は靴の交換にあつては、交換後の衣服又は靴の汚染を防止するため、明確な境界線を設定する、又は交換場所を一方通行とするなど、交換前後の衣服又は靴の接触を防止すること。

第3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
- 8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
- 14 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

清掃又は消毒に使用する機器、重機、車両であっても衛生管理区域内で使用する前に十分な洗浄、消毒を実施すること。

第4 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

- 7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

畜産関係者等におかれては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛すること。

なお、やむを得ず渡航する場合には、次の点に留意すること。

（1）渡航に当たっての留意事項

- ア 家畜等の市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- イ 動物との不用意な接触を避けること。
- ウ 肉製品等の畜産物の持込みにあたっては動物検疫所の検査を受けること。
- エ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪、入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、過去4か月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

第5 野生動物等からの病原体の侵入防止

- 11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
- 12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
- 13 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とし、あわせて畜舎の壁、窓等の破損の修繕を徹底すること。

畜舎外での飼料や死体の放置を避け、野生動物の誘引を防止すること。

外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、犬又は猫等の愛がん動物の衛生管理区域内での飼養を自粛すること。

第6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理が行われたものを用いること。

動物由来品を含む食品廃棄物等を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

- (1) 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。
- (2) 上記（1）を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。
- (3) 加熱処理について計測した記録については保管すること。
- (4) 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

第7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

17 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。

○ 口蹄疫に係る特定症状

農林水産省告示第1865号（平成23年9月28日）（抜粋）

(1) 家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし

(2) 特定症状

摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること。

同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

(注) 一 この表において「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。

二 この表において「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。

○ 豚コレラを疑う症状

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表、平成30年10月31日一部改正）の第4の1から抜粋

- (1) 発熱、元気消失、食欲減退
- (2) 便秘、下痢
- (3) 結膜炎（目やに）
- (4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
- (5) 耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑
- (6) 削瘦、被毛粗剛（いわゆる「ひね豚」）
- (7) 異常産の発生
- (8) (1) から (7) までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

* アフリカ豚コレラについても同様

第8 飼養管理の記録の保管

23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1) 衛生管理区域に立ちつた者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ちつた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名
- (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状、頭数及び月齢

海外悪性伝染病の発生時、的確なまん延防止を図るため、迅速な原因究明や疫学的に関連がある農場の特定とその防疫を図ることが必要であることから、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。